

法人納税者に係る添付書類も含めたe-Taxの普及・定着

e-Tax で申告、申請・届出等を行う場合、別途郵送や税務署の窓口で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

法人税申告においては、沖縄県内では財務諸表の別送割合が高い（※令和3年度でe-Tax送信された法人税申告割合92.1%、添付書類を含めた完全e-Tax申告割合68.8%）ことから、e-Taxの送信容量の拡大や法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化といった利便性向上施策が伸展していることを踏まえ、貴社の申告において完全e-Taxでの対応が未済であれば、関与税理士に対して利用要請の依頼をお願いします。

提出方法や留意事項、よくある質問などは、e-Taxホームページを参照してください。

（右のQRコードから、該当ページにリンクしています。）



法定調書のe-Tax等による提出の要請

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が100枚以上である法定調書について、e-Tax、光ディスク等（CD・DVDなど）又はクラウド等による提出が義務化されたほか、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票については、eLTAX（地方税ポータルシステム）による一括作成・提出により、利便性の向上が図られることから、義務化対象以外の方についてもペーパーレス・省力化の観点からもe-Tax・eLTAXを利用した提出をお願いします。

e-Taxソフトでの提出方法や留意事項などは、e-Taxホームページを参照してください。

（右のQRコードから、該当ページにリンクしています。）



なお、eLTAXホームページの「給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化について」は右のQRコードからeLTAX該当ページにリンクしています。



電子納税証明書（PDF）の利用勧奨

納税証明書のオンライン請求は、①税務署に出向く必要がなく非対面で請求から受取まで行える「電子納税証明書（PDF）」、②電子署名及び電子証明書の取得が不要で、代理人による請求も可能である「オンライン請求（窓口交付分）」など、更なる利便性の向上が図られていますので、是非オンライン請求のご利用をお願いします。

e-Taxからの電子納税証明書（PDF）の交付請求方法などは、e-Taxホームページを参照してください。

（右のQRコードから、該当ページにリンクしています。）

